様式第２号

会　　　議　　　録

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  会議の名称  | 豊中市地域公共交通協議会 |  |
|  開 催 日 時 | 令和元年（2019年）7月5日（金）　　　14時00分　～　16時00分 |
|  開 催 場 所  | 豊中市役所別館　3階　会議室 |  公開の可否  |  可・不可・一部不可 |
|  事 務 局 | 都市基盤部交通政策課 |  傍 聴 者 数 |  　　　　　　5人 |
|  公開しなかっ た理由 |  |
|  出 席 者 |  委　　員 | 猪井委員、野津委員、須磨委員、川﨑委員、奥野委員、茂木委員、中川委員、大南委員、青木委員、田中(照)委員、後藤委員、清水委員、南尾委員、田中(博)委員、父川委員、上北委員 |
|  事 務 局 | 小森次長兼交通政策課長、相良副主幹、日高係長、山本主任、穴井主事、播磨 |
|  そ の 他 | 株式会社建設技術研究所 |
| 議　　　題 | １．豊中市西部地区乗合タクシー事業について２．具体的実施施策の検討状況について３．今後のスケジュールについて４. その他 |
|  |
|  審議等の概要（主な発言要旨） | 　別紙のとおり |

**第６回　豊中市地域公共交通協議会　議事要旨**

**日　　時**　　　令和元年（2019年）7月5日（金）　14時00分から16時00分

**場　　所**　　　豊中市役所別館　3階　会議室

**出 席 者**　　　猪井委員、野津委員、須磨委員、川﨑委員、奥野委員、茂木委員、中川委員、

大南委員、青木委員、田中(照)委員、後藤委員、清水委員、南尾委員、田中(博)委員、

父川委員、上北委員

**欠 席 者**　　　日田委員、小森委員

**事 務 局**都市基盤部交通政策課：小森、相良、日高、山本、穴井、播磨

**傍 聴 者** 　　5名

**案　　件**１．豊中市西部地区乗合タクシー事業について

２．具体的実施施策の検討状況について

３．今後のスケジュールについて

４. その他

**資　　料**　 【資料１】豊中市地域公共交通協議会　名簿

　　　　　　 【資料２】乗合タクシー事業について

　　　　　　 【資料３】公共交通改善実施計画（西部地域乗合タクシー）

　　　　　　 【資料４】西部地域乗合タクシーの運行に係る地域公共交通協議会への協議について

　　　　　　 【資料５】具体的施策の検討状況について

　　　　　　 【資料６】工程表

**会 議 録**　　　下記のとおり

**●開会**

**●資料確認**

**事務局**

　（資料確認）

**●委員交代報告**

**事務局**

伊丹市交通局次長　須磨様、大阪高速鉄道株式会社運輸部次長　中川様、国交省近畿運輸局大阪運輸支局輸送部門首席運輸企画専門官　小森様、大阪府都市整備部交通道路室都市交通課参事　清水様、大阪府池田土木事務所地域支援・企画課課長　南尾様は、今回より委員に就任されています。また、近畿運輸局大阪運輸支局総務企画部門首席運輸企画専門官　後藤様は人事異動の関係で役職が変わられておりますが引き続き委員をお願いさせていただいております。

今後の議事については会長にお願い致します。

**●「１．豊中市公共交通改善計画の策定について」**

**会長**

それでは、次第に従い進めてまいります。

「次第１．豊中市西部地区乗合タクシー事業について」、事務局からご説明いただきたいと思います。

**事務局**

　（資料2、資料3、資料4について説明）

**会長**

　ありがとうございます。

まず、この3つの資料についてご質疑いただいたあと、道路運送法に係る同意決議を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**委員**

今後、こちらの内容で成立しますと、この内容に基づいて関係地域に説明があると思うのですが、資料2の運行業務委託事業者を阪急タクシーに決定した選定理由のひとつに、「サービス水準、受付時間等については、市の想定を上回る提案となっている」という希望の持てるような記述があります。しかし、どの資料においても、受付時間等については触れられていません。これから、事業者との協議の中で決めていかれるのかわかりませんが、もう少し具体的に、進捗状況の説明をお願いしたいと思います。私としては、出来るだけ多くの方がデマンドタクシーを利用してほしいと思うのです。特に高齢者が、家に引きこもるのではなく、外に出て、活き活きと活動できるような環境作りのためには、デマンドタクシーは必要かと思います。そのためには、いつまでに電話をかけて予約をすればよいのかという所は、大きなポイントになってくるかと思いますので、お願いしたいと思います。

**事務局**

まず、サービス水準における土休日の運行は、対応いただけるという返答があった所が、ひとつ大きなところかと思います。受付時間につきましても、現在の協議の中では、午前中の便では前日まで、午後の便は当日の午前中までご対応いただけるというかたちで協議をすすめている所でございます。事業者様からも踏み込んだ提案をいただいており、利便性について、地元の方々と協議した内容で100％答えられるかは分からないですが、こちらが望んでいた部分については、基準を上回るご提案をいただいたことが選定のポイントとなりました。事業者様からも乗合タクシー事業は、初めての事業ということもあり、運行をしていきながら見直し等をしていくというコメントもいただいておりますので、そのあたりも期待しながら、すすめさせて頂きたいと考えております。

**会長**

ありがとうございます。いかがでしょうか。

**委員**

受付時間については、緊急の場合や、急に必要になる場合も多いと思います。そういう面も考慮し、更に話し合って決めて頂きたいと思います。

**委員**

資料3の7ページに交通モードは『乗合タクシー（車両はセダン型）』で、「１台の乗車定員を超える予約がある場合は増車により対応」と記載されていますが、1台の乗車人員が何人なのか、もし乗車定員を上回るご予約がある場合、何台までの増車対応を想定しているのでしょうか。

**事務局**

まず、乗車人員はセダン型の一般タクシー車両を利用しますので、4名を予定しております。例えば、1便の予約が5人となり、1台では賄いきれない時には、2台を同じ車両で走らせていただく形での対応を考えております。ただ、その時点で使用していないタクシー車両を活用しますので、お断りするケースもあるかと思いますが、できるだけ増車対応をしていきたいと考えております。

**委員**

実施計画の素案の10ページについて。上のルート図と、停留所の名前の記載されている図が、地形図ベースのルート図と比べ、停留所の順番が反対側になっていて非常に見にくい。地形図ではルートが岡町から西へ回っているが、下の停留所では西に岡町があり、右へ行っているので非常に見にくいです。このページだけ、停留所の位置が反対になっており、何か意図はあるのですか。

**会長**

回り順で並んでいて、それが北側からまわるのでどうしても鏡図のようになっているということでしょうか。

**事務局**

この並び順に深い意図はございません。ご指摘の通り反転させます。

**委員**

もう1点。14ページ「走井一丁目西停留所」について。道路の幅員が3.5ｍで、対面通行になっています。この停留所で、タクシーが待機しているときに対向車が来た場合、どうするのですか。

**事務局**

御指摘の通り、タクシーが停車した状態で、対向車両と離合することは不可能と考えています。ただ、長時間停まるということはあまり想定されませんが、仮に利用者を待つ場合でも、車両には必ずタクシーの運転手が乗車しているので、対向車が来れば退避するかたちで対応したいと考えています。

**会長**

他に何かご質問、ご意見ありますか。

**委員**

資料3の34ページにダイヤの設定を記載しておりますが、このダイヤをベースに、今後試走を重ね、精査をしたいと考えております。その結果、若干の細かい変更が入るかもしれませんが、よろしいでしょうか。

**会長**

細かいと言いますと、数分くらいですかね。運輸支局からご説明お願いできますか。

**委員**

本日決めていただいた内容で、申請書に同意書を付けていただくことになるですが、この内容で大きくは変わらない中で、若干のダイヤ変更については、事務局と会長に一任するということで、この協議会の同意が有れば、問題ないと考えます。

**会長**

今ご説明頂きましたように、ダイヤについては、今後、調整はさせていただくことになろうかと思います。ダイヤの調整と言いましても、大きくは変わるものでもございませんので、恐縮ではございますが、この後、同意決議させていただいた後、運輸支局への計画書提出時には、ダイヤが現在と比べて若干異なるということはご了解頂きたいと思います。

他に何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

**委員**

現在、高齢者ドライバーによる交通事故が問題視されており、その中で、高齢者運転免許自主返納サポート制度があります。可能であれば、その特典の一部として、乗合タクシーの利用料金の割引等を入れて頂きたいと思います。

**会長**

ありがとうございます。運輸支局に確認をしたいのですが、運転免許自主返納の特典として渡す時には、高齢者運転免許自主返納サポート事業として、別途何らかの制度で、切符かチケットをお渡しすることでなら、実施可能ということで、よろしいでしょうか。

**委員**

基本的に、利用料金は路線バスと同じ運賃の取り扱いでされているかと考えます。委員のおっしゃるとおり、確かに現在高齢者の返納サポート制度は大事かと思います。割引した分は、交通事業者持ちとなるため、運行事業者さんの収入減となります。乗合タクシーということで、交通空白地を埋める施策をとられている事自体が、自主返納された方の足を確保することにもつながっていると思いますので、自主返納された方にはしっかりと情報提供をされてはと思います。割引制度となると、地域公共交通会議での同意が必要となります。例えば、何回分かは福祉部局から利用券を出すというかたちで、一時的な支援であれば良いとは思いますが、恒久的割引制度となりますと、交通事業者さんの減収につながりますので、そのあり方を検討頂きたいと思います。

**会長**

ありがとうございます。実施するかどうかは少しご検討いただくとして、再度、確認なのですが、同意決議上の運賃は、利用料金の割引制度を導入しない場合、このまま普通の運賃で出していても構わないということでよろしいでしょうか。一時的に、利用券を渡すというかたちであれば。

**委員**

割引制度とすると同意をいただかなくてはならなくなります。ただ、その制度を市の別部局が代わりで、補填されるということであれば、普通の運賃は、徴収できていることになります。

**会長**

わかりました。本日はまず、協議運営の決議を行い、支援サポート制度のあり方については、市の中でどうされるか、ご検討いただきたいと思います。

**委員**

資料3の34ページの運行本数について。土日の運行本数は、前回の協議会から改良されたと感じたのですが、平日の運行本数は減っております。地元の意見を聞くと、やはり平日は減らされてしまうと困るということなので、地域からの要望として検討して頂きたいと考えております。例えば、朝9時台～16時台となっていますが、朝9時といっても西部南路線の始発が9時25分であり、北路線の始発時間と比べ25分遅くなっています。ダイヤについても、地元の声を反映するようなかたちで改められるのであれば、改めて頂きたいという要望があります。

もう1点、細かいことですが、西部地域南路線のダイヤに記載されている利倉西二丁目東と利倉西センター前の停留所の順番が逆ではないでしょうか？

**会長**

ありがとうございます。確かに20ページの図で言いますと、停留所の順番が逆になっていますので、修正お願いします。事務局、いかがでしょうか？

**事務局**

修正の上、申請いたします。

**会長**

1点目はご検討いただくということでよろしいでしょうか？

**事務局**

今の時点で具体的には申し上げられませんが、運行しながら状況を見て随時詰めていきたいと思いますので、その中でご意見等を踏まえながら精査していきたいと思います。

**会長**

他に何かご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか

それでは、道路運送法第21条に基づく乗合旅客運送事業の実施を行うこと。また、当該運行が4条運行を見据えることにより、区域運行の実施及び協議運賃の適用について、委員の皆さまの同意を求めます。

一部、資料3の内容については入れ替え部分の誤字修正と、ダイヤの一部修正につきましては、事務局と私で確認をさせていただくということで、一括でご同意をいただけるか確認させて頂きたいと思います。

今回の申請について、ご同意いただけますでしょうか。

**委員**

（異議なし）

**会長**

ありがとうございます。

それでは、運行事業者として予定されている阪急タクシーにおかれましては、申請の準備を進めて頂き、10月1日の運行開始日に間に合うように、進めて頂きますようにお願いいたします。

次第2 具体的実施施策の検討状況について、事務局から説明をお願いします。

●**「２．具体的実施施策の検討状況について」**

**会長**

それでは次の議題に入ります。

「次第2. 具体的実施施策の検討状況について」、事務局から説明をお願い致します。

**事務局**

　（資料5について説明）

**会長**

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見ございますか。

東西軸の強化における東西軸路線バスの運行は、北大阪急行延伸事業の開業目標が令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）に遅れるということですが、北大阪急行延伸事業の遅れとは関係なく、令和3年度（2021年度）からの運行を目指していきたいということでよろしいでしょうか。

**事務局**

少なくとも、北大阪急行延伸事業に関連して見直すということは考えておりません。別途、社会情勢等の変化があれば、見直しがないとは言い切れませんが、現時点では令和3年度（2021年度）の運行開始を予定しています。

**会長**

ありがとうございます。

他にご質問、ご意見ございますか。

**委員**

北大阪急行延伸事業について、先ほど、遅れるとの話がありましたが、令和5年度（2023年度）までには完成できるよう、何卒よろしくお願いします。

**委員**

努力致します。

●**「３．今後のスケジュールについて」**

**会長**

　他にご質問、ご意見ございますか。進行等々について、ご質問ありましたら、この後、今後のスケジュールについてご説明いただいた後でも受け付けたいと思いますので、次第3 今後のスケジュールについてご説明お願いします。

**事務局**

（資料6について説明）

**会長**

ありがとうございます。ご質問、ご意見ございましたらお受けしたいと思います。

**委員**

この協議会で決まった事については、早く市民の皆さんに知らせて欲しいと思います。自分たちの住んでいるまちがどう変わるのか、皆さんが興味津々で待っておられますので、説明できる範囲で、早く分かれば、「広報とよなか」等に掲載して頂きたいと思います。

**会長**

事務局いかがでしょうか。

**事務局**

各地元にご説明、ご意見を伺うということで申し上げますと、本協議会後すみやかに地元に入っていきたいと思います。広報関係で申し上げますと、公共交通改善計画を策定した際には、広報とよなか（平成31年(2019年)4月号）にも掲載しています。乗合タクシーについては、10月から運行開始と申し上げましたが、それについても、広報とよなかに記載していただくということで、広報戦略課と調整を進めているところです。折を見て、HPや周辺への配布物等、色々な手法を使いながら、しっかりと広報を進めてまいります。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

**会長**

他に何かご質問、ご意見はございますか。

**委員**

スケジュールについて。道路運送法第21条による運行が終わった後、道路運送法第4条による運行になるということですが、道路運送法第4条による運行に係る申請をいただく必要があります。そこで、本日の同意決議していただくようなこの協議会の同意書が必要になります。計画改定は10月に置かれていて、その結果の変更内容の反映は4月とご説明がありましたが、道路運送法第4条乗合の許可を10月に取って、4月に変更する場合、事前に申請が必要となるため、その際にも協議会で同意した証明書が必要です。道路運送法第4条乗合の申請をいただく際にも、同意書を添付していただく必要があるため、協議会の開催についてどういった形にするのか、ご検討いただけたらと思います。

**会長**

あとは協議運賃、区域運行、バリアフリー除外でしょうか。

**委員**

定時定路線による運行ではないので、バリアフリーには該当しません。

**会長**

協議運賃、区域運行の協議が整ったという事を、後ほど事務局から出して頂きますが、書面協議にされるのか、協議会を開かれるのかご検討されますか。

**事務局**

仮に阪急タクシーで運行される場合、現状で4条の許可をお持ちでらっしゃいますので、事業計画の変更になるかと思いますが、必ず決議が必要ということでしょうか。それでしたら事前に協議会を開催させて頂き、文書を作成させて頂きます。

**会長**

これは、協議会開催ではなく、書面協議ではだめなのでしょうか。

**委員**

運行計画の内容が、今日合意した内容と変わらないということであれば、書面協議のみも考えられるとは思います。道路運送法第4条乗合の許可と合わせて、運行本数や運行時間帯、ルート等を変えるのであれば、やはり協議会の開催が必要かと思います。

**会長**

運行計画の変更度合いを以て、事務局でご検討いただければと思います。

他にご質問、ご意見はございますでしょうか。

**委員**

西部地域乗合タクシーが、いよいよ10月からスタートする予定で、その前に運行説明会があると思うのですが、先程、青木委員もおっしゃったとおり、できるだけ多くの方に説明会の開催について、知って頂く事が大事だと思います。事前説明会では、阪急タクシーの方がメインで説明されるのでしょうか？市の職員ですか？両方ですか？

**事務局**

事前説明会は一度、市メインで事業概要の説明をしたいと考えています。運行開始間際には、阪急タクシーも交えて、使い方や実際の車両も見て頂きながら、利用方法の説明をしたいと思っています。まだ細かくは決定していませんが、取り組んでまいりたいと思っております。

**委員**

とにかく、初めてこういう形でスタートするので、できるだけ運行説明会に多くの方が参加して、周知できる状況を作って頂きたいと思いますのでよろしくお願いします。

**会長**

ありがとうございます。事務局も検討をよろしくお願いします。

●**「４．その他について」**

**会長**

他にご質問、ご意見ございますか。

今回、3つの案件についてご議論頂きました。特に西部地域乗合タクシーにつきましては、10月1日の運行開始に向けて、残り3ヶ月となっておりまして、事務局、阪急タクシーにおかれましては、非常に大変な時かと思います。10月1日に運行を開始し、皆様に多く使っていただけるように、ご努力いただけるように　よろしくお願いいたします。

それでは、事務局にお返しします。

**事務局**

ありがとうございました。以上をもちまして、第６回豊中市地域公共交通協議会を終了させて頂きます。次回協議会につきましては、来年2月を目処に開催を予定しておりますので、何卒よろしくお願い致します。

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

●**閉会**

以上